

参議院運輸委員会議録 第十三号

第三十一回
会

昭和三十四年三月十七日(火曜日)午後
一時四十七分開会

三月十三日委員小林幸平君辞任につき、その補欠として大和与一君を議長において指名した。

三月十四日委員高野一夫君辞任につき、その補欠として横山フク君を議長において指名した。

三月十六日委員横山フク君辞任につき、その補欠として酒井利雄君を議長において指名した。

本日委員野田俊作君辞任につき、その補欠として重宗雄三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
理事 江藤 智君
委員 石原幹市郎君
成田 一郎君
相澤 重明君
植竹 春彦君
重宗 雄三君
平島 敏夫君
天田 勝正君
杉山 昌作君
市川 房枝君
岩間 正男君

○理事(相澤重明君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。
三月十三日、小林幸平君が辞任、その補欠として大和与一君が、同十四日、高野一夫君が辞任、その補欠として横山フク君が、同十六日、横山フク君が辞任、その補欠として酒井利雄君が、本日、野田俊作君が辞任、その補欠として重宗雄三君が、それぞれ選任せられました。

○理事(相澤重明君) ただいま出席の政府委員は、運輸政務次官中馬辰猪君、官房長細田吉蔵君、海運局長朝田靜夫君、觀光局長岡本悟君、海上保安官長和田勇君、以上であります。

○理事(相澤重明君) 御異議ないと認めます。

○理事(相澤重明君) ただいま出席の政府大臣、運輸大臣、永野謙君、細田吉蔵君、運輸政務次官中馬辰猪君、官房長細田吉蔵君、海上保安官長和田勇君、以上であります。

運輸省海運局長 朝田 静夫君
運輸省港湾局長 中道 峰夫君
海上保安庁次長 和田 勇君

事務局側 常任委員 古谷 善亮君
専門員 古谷 善亮君

会

本日の会議に付した案件
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○特定港湾施設整備特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○旅行あつ旅業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国内旅客船公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○特定期間内に可決することに賛成の方の御

審給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、前回発議者から提案理由の説明は聽取いたしました。本法律案について御質疑のおありの方は順次御発言願います。

それでは委員長から一つだけお尋ねしておきたいと思うのですが、第三条の二「海上における殺人、傷害、強盗、窃盗等人の生命、身体又は財産に危害が及ぶ犯罪」の場合、こういう点についての、海上におけるボートで旅客等を輸送した場合に窃盗等が行われたときには海上保安官がいない場合でも、申告があつた場合、あるいはまたそれと協力した人等に対する措置はどういうふうにお考えになつておるか。

○理事(相澤重明君) 全会一致でござります。よつて本法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(相澤重明君) 全会一致でござります。ただし、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(相澤重明君) 御異議ないものと認めます。よつてさよう決定いたしました。

○理事(相澤重明君) ただいまのよろな場合にもこの改正案が適用になります。

○政府委員(和田勇君) お答えいたしました。ただいまのよろな場合にもこの改正案が適用になります。

○理事(相澤重明君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○理事(相澤重明君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(相澤重明君) ただいま出席の御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御異議ございませんか。

それではこれより討論に入ります。——別に御発言もなければ、質疑

めます。

○理事(相澤重明君) 御意見もなければ、質疑

めます。

○理事(相澤重明君) 御意見もなければ、質疑

めます。

○理事(相澤重明君) 御意見もなければ、質疑

本法案について御質疑のおありの方は順次御発言願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(相澤貞明君) 速記を起して。

○理事(相澤貞明君) ただいま特定港湾施設整備特別措置法案を議題にいたしましたが、政府委員の出席の関係で、国内旅客船公団法案を議題といたします。

本案につきましては、去る一月三十日、提案理由の説明を、二月十八日補足説明をそれぞれ聴取いたしました。

○江藤智君 国内旅客船公団が発足いたしまして、これは五ヵ年計画で一応本法案に対し御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○江藤智君 国内旅客船公団が発足いたしまして、これは五ヵ年計画で一応順次御発言を願います。

○政府委員(朝田静夫君) 大体今指摘になつたような方針で参りたいと思つております。民生安定上必要な航路といふものと、老朽船の度合いといたよななものから、その緊急度に応じて計画的に代替建造ないし改造を進めて参りたい、こういふふうに考えております。

○江藤智君 そこでお配りの資料を持参いたしまして、これは訂正されたようなんでございますが、従つて訂正された資料を今初めて見たのでございま

すけれども、この「五ヵ年計画完了後と現状との国内旅客船船艤構成比較表」

といふのがござりますね。これを拝見しまして、鋼船において三十年以上というふうなものが相当残つてゐる。大体船艤といふものは二十年といふう造といったよなものを含めて考へて考へるのあります。これは一応の、第一期の計画として私どもが考へて、五ヵ年計画が、一応めどとして私ども考へておりますのは、今申し上げ三十五年以上といふよなものが相当残

ました計画に引き続いて、さらに老朽船の代替建造といふものを続けて参考なければならぬというふうに考へておられます。

○江藤智君 そこで、まだこれで十分ではないといふことになりますと、やはり代替建造するについては、一番老朽で危険度の高いものと申しますか、そういうものから優先して改造していかれるのではないかと考えられますけれども、そういう方針で代替建造を進められますか。

○政府委員(朝田静夫君) 大体今指摘になつたような方針で参りたいと思つております。民生安定上必要な航路といふものと、老朽船の度合いといたよななものから、その緊急度に応じて計画的に代替建造ないし改造を進めて参りたい、こういふふうに考えております。

○江藤智君 そこでお配りの資料を持参いたしまして、これは訂正されたようなんでございますが、従つて訂正された資料を今初めて見たのでございま

すけれども、この「五ヵ年計画完了後と現状との国内旅客船船艤構成比較表」

といふのがござりますね。これを拝見しまして、鋼船において三十年以上といふよなものが相当残つてゐる。大体船艤といふものは二十年といふう

建造といつたよなものを含めて考へて考へるのあります。これは一応の、第一期の計画として私どもが考へて、五ヵ年計画が、一応めどとして私

ども考へておりますのは、今申し上げ三十五年以上といふよなものが相当残

る。そぞくよなことがあります。従いまして、百

八隻が三十六隻に減り、逆に木船を

木船に切りかえるといふのがほぼ半

数あると思ひますので、従いまして、

十年未満の鋼船が現在の六十七隻より

百三十三隻にふえる。逆にそいつたよ

うなふうな木船から鋼船に切りかえて

いたいといふうな気持ちの計画

の中に入れておるのであります。これ

は必ずしも十全の、完全な計画である

といふには考へておりませんの

に、これはもちろん、ほんとうの概数

も残つておる。せつかくこういう公団

を作りまして、三十年以上のものの

隻数も変つてない、ほとんど減つて

おられない、というのは、どうも少し計画

の通りであります。まことに仰

るの通りであります。できるだけそ

の船齡の多い三十年未満あるいは三十

年以上といつたものに主力を注いで参

りたい、こういふうに考へるのでござ

りますが、ここで法案を立てており

ますよな「民生の安定に必要な航路」

といふものと、それから自力で資金

が調達可能なもの、あるいはもっぱら

遊覧あるいは観光といったものに従事

するものを除いておりますので、実際

の船艤構成の比較は、これよりも改善

されると存じてゐるのであります。が

いの通り、なお相当船齡の耐用年数

以上に超過をして参る船舶が減ら

ないと思ひであります。従いまして、年々の資金計画におきまして、資金

運用部資金からの借り入れで事業を

遂行していくのであります。が、その資

金の毎年度におきましては予算折衝にお

いて御説明をいたしましたと、これでな

いのですか、検討されて、自信を持つ

字が出ておるというのと、どうも納得

がいかないのですが、この点は何かあ

りですか、検討されて、自信を持つ

字が出ておるというのと、どうも納得

がいかないのですが、この点は何かあ

りですか、検討されて、自信を持つ

字が出ておるというのと、どうも納得

を続けて参る。こういふふうに考へておるのであります。

○江藤智君 御趣旨はけつこうなんでおきまして、鋼船で三十年以上

といふものが現在で五十九隻ある。五

十一年未満の鋼船が現在の六十七隻より

百三十三隻にふえる。逆にそいつたよ

うなふうな木船から鋼船に切りかえて

いたいといふうな気持ちの計画

の中に入れておるのであります。これ

は必ずしも十全の、完全な計画である

といふには考へておりませんの

に、これはもちろん、ほんとうの概数

も残つておる。せつかくこういう公団

を作りまして、三十年以上のものの

隻数も変つてない、ほとんど減つて

おられない、というのは、どうも少し計画

の通りであります。まことに仰

るの通りであります。できるだけそ

の船齡の多い三十年未満あるいは三十

年以上といつたものに主力を注いで参

りたい、こういふうに考へるのでござ

りますが、ここで法案を立てており

ますよな「民生の安定に必要な航路」

といふものと、それから自力で資金

が調達可能なもの、あるいはもっぱら

遊覧あるいは観光といったものに従事

するものを除いておりますので、実際

の船艤構成の比較は、これよりも改善

されると存じてゐるのであります。が

いの通り、なお相当船齡の耐用年数

以上に超過をして参る船舶が減ら

ないと思ひであります。従いまして、年々の資金計画におきまして、資金

運用部資金からの借り入れで事業を

遂行していくのであります。が、その資

金の毎年度におきましては予算折衝にお

いて御説明をいたしましたと、これでな

いのですか、検討されて、自信を持つ

字が出ておるというのと、どうも納得

がいかないのですが、この点は何かあ

りですか、検討されて、自信を持つ

字が出ておるというのと、どうも納得

がいかないのですが、この点は何かあ

りですか、検討されて、自信を持つ

うな実情もござります。従いまして、百

八隻が三十六隻に減り、逆に木船を

木船に切りかえるといふのがほぼ半

数あると思ひますので、従いまして、

十年未満の鋼船が現在の六十七隻より

百三十三隻にふえる。逆にそいつたよ

うなふうな木船から鋼船に切りかえて

いたいといふうな気持ちの計画

の中に入れておるのであります。これ

は必ずしも十全の、完全な計画である

といふには考へておりませんの

に、これはもちろん、ほんとうの概数

も残つておる。せつかくこういう公団

を作りまして、三十年以上のものの

隻数も変つてない、ほとんど減つて

おられない、というのは、どうも少し計画

の通りであります。まことに仰

るの通りであります。できるだけそ

の船齡の多い三十年未満あるいは三十

年以上といつたものに主力を注いで参

りたい、こういふうに考へるのでござ

りますが、ここで法案を立ており

ますよな「民生の安定に必要な航路」

といふものと、それから自力で資金

が調達可能なもの、あるいはもっぱら

遊覧あるいは観光といったものに従事

するものを除いておりますので、実際

の船艤構成の比較は、これよりも改善

されると存じてゐるのであります。が

いの通り、なお相当船齡の耐用年数

以上に超過をして参る船舶が減ら

ないと思ひであります。従いまして、年々の資金計画におきまして、資金

運用部資金からの借り入れで事業を

遂行していくのであります。が、その資

金の毎年度におきましては予算折衝にお

いて御説明をいたしましたと、これでな

いのですか、検討されて、自信を持つ

字が出ておるというのと、どうも納得

がいかないのですが、この点は何かあ

りですか、検討されて、自信を持つ

字が出ておるというのと、どうも納得

がいかないのですが、この点は何かあ

力年計画完了後と現在との国内旅客船
「船齢構成比較表」というのが變つてお
るのでござります。

○江藤智君 そこで収入は来年度は政府の出資金が二億円の資金運用部の借り入れが三億円、その他船舶収入が千五百萬円と、こうなつておりますが、この収入につきましてもう少し詳しく御説明を願いたいと思います。

の二億と資金運用部借り入れで三億で、もつて事業資金と考えておるのでござりますが、船舶収入の千五百万円と申しますのは、使用料を運航事業者からあげましたが、大体二十カ年間の等額償却を基礎にして使用料を見込んで、運航事業者からとり得る収入額として、運用部資金の借り入れでもつて大半部分、出資以外の資金としては資金運用部資金から供給を仰がなければなりませんので、この間その資金に対するところの資金運用部資金の金利が六分五厘度あります。きわめて零細な企業が多いものでありますので、公団といたしましては、その六分五厘のことと、若干安全率を加えまして約七分金利に若干安全率を加えまして約七分程度でもつて、その使用料の方にもその分を見込んで参りたいというふうなことで掲げております次第であります。

り入れるわけであります。それで、五分五厘で借りて、五名ふやして、もちろん、中小企業であるという信用度合いが少いからということかもしませんけれども、とにかく資金運用部資金から六分五厘といふ一応低率な資金が融資されておるにかかるわらず、そこでとにかく〇・五%ばかりもやして、これを貸さなければいけないというところが、どうも問題が多い多少あるじゃないかという気がするのです。むしろ零細企業であつたならば、ほかにやはり保証方法もあるけれども、わずかこれっぽっちを積み立てるか何かしなけれども、したために、それだけの保証がそれほど強められるというふうにも思われませんが、そういう点はどういうふうに政府としては考えておられるのか。

みますと考えておかなければならぬ問題であります。その点は相当、大幅に認めてはいけませんが、若干の安全率を見る程度はやむを得ないと私どもは考えておるのであります。

この問題は、政府全額出資の一億といつたものの額を相当大幅にふやしますといふと問題は解決するのでありますけれども、予算折衝の過程におきまして、この公団を新しく創設する場合に、一応政府部内では二億円ということに定められました結果、六分五厘といふものに大体少しの安全率を見込まなければならぬというような事態であります。

○江藤智君 そこで私は、当初は、こういう国内の旅客船の会社は皆零細企業だから、それに対する一つの安全措置として積み立てるために、〇・五%余分にとるのかと思ったのです。ところが今のお話では、公団の運営費といふか、そういうものが足らないから、多少さやをとつて、それでまかなおうと、こういうような意味も入つておるようなんですが、これは非常に私は問題じゃないか。もともとぼうつておいたらつぶれそうなんだから、国がとにかく助けようといつてこういう公団をこしらえておきながら、たまたま、政府出資金が思うほどとれなかつたから、その利子の差額で、多少でもとにかく運営の金をふやさうと、いうような行き方は根本的におかしいのじやありませんか。もしも、「一億で足らなかつたならば、来年度はそれでできる程度にしておいて、そらして再び年度、さらに政府の出資金をふやすよう努力をするというようにすべきであります。少くとも計画造船の場合の開

○政府委員(朝田靜夫君) 少し私の説明が明確を失いたいと思いますので、誤解を生ずるような答弁を修正の意味におきましてお聞き取り願いたいと思いますが、資金運用部資金の金利が六分五厘で、安全率を加えて七分といふことにつきましては、これはその管理費が足りないので七分にするという意味ではございません。資金運用部の借入金に対しましての五厘といふものは、今御指摘の通り積み立てていくものでございます。管理費は、政府全額出資の一億に対しましての金利でもつてしまかなつて参りたいということでありまして、政府全額出資のものと資金運用部資金から借り入れているものの、その資金の間に少し私混同を生ぜしめるよう御答弁申し上げたように思いますが、その点は御訂正の上お聞き取り願いたいと思います。

○江藤智君 それでは政府出資金の方もやはり七分で運用されるのですか。それともここは、これもやはり七分で、そうして〇・五%は積み立てられる、こういうことなんですか。でも、もし積み立てをされるんなら、やはりこの支出の方に積立金というようなものをはつきり入れるべきじゃないかと思うんですが、何だかそこで少し利さやをかせいで、ぐすぐすとやるような感じを受けるのは、まあこの公団の

設立の趣旨にかんがみて、その点は少しほつきりしておく必要があるのじやないかと思われるのですが、いかがですか。

○政府委員(朝田靜夫君) 御指摘の通り、資金運用部資金に対しまする五厘の点につきましては、はつきりと積立金として計上するよういたしております。政府全額出資の二億円に対しましては、これは一つのはじめがつきませんので、七分ということでもつて公団の運営に必要な管理費はまかなつて参りたい、かよろに考えております。

○江藤智智君 それから原案によりますと、三割は自_三資本でやるようになつてゐるんですけども、とにかく多数のこの業者といふものは、非常に経営状態もよくないようなんであります。が、三割といふども、ただいまの外航船舶のよろな場合でも、なかなか市中銀行は大会社でささえ貸してくれない。ましてや、こういう小企業に対して三割という市中銀行の融資が得られるかどうか、その点のお見通しはいかがでございまますか。

○政府委員(朝田靜夫君) 三割と七割の公団と運航事業者の持ち分の比率でございますが、ただいま私どもの考えとしては、大体七割、三割といふようなことになつてゐるのであります。が、との三割の自己資本といふよろなことについて、零細企業が多いから非常に困難ではないかといふよろな御質問であらうかと思ひますが、この点につきましては、大体船体保険等との関連もございまして、そのうち半分くらいはそろい保険会社からの借り入れといふよろなことも実情において考えられますので、あとの半額程度のものを何とかして都

合してあらうといふことは、私は何とかしていけるのじやないかといふよろな考え方をいたしております。

しかしながら、七割・三割といふのは、ここ相当長い間にわたつて実際動かすことからざる現象だといふにも考へておられますので、公團運営の将来において考えて、万全を期するような手だても将来持たなければならぬというように考えております。

○江藤智君 次に、この運営事務費のことなどですが、まあここで一千万円といふことになつておりますが、この全国にわたるいろいろ非常に零細な企業の船舶を調べ、そして技術指導もあつせんもしておらなければいかぬといふのに、一ヵ月に九十万円足らずくらいの事務費でこれをやれますか。

○政府委員(朝田静夫君) ただいまのお話の一千万円は初年度であります。大体六月から操業を開始した。こういうふうに考へるのであります。いすれにいたしましても一千円といふ額は非常に窮屈な額であります。また二億でありますので、先ほど申し上げましたように、平年度七分として考へますならば、公團管理事務費といふものにつきましては一千四百万円になるわけであります。その一千円といふ、操作費は別といたしまして、管理費の一千円といふものは、非常に窮屈であるということは考へております。ただ、先ほど申し上げましたが、二億といふ出資に、その点が問題があるのであります。将来これで一度やつてみまして、非常に無理だと思います。ただ思ひますが、冗費の節減をいたし、予算の大体見込まれておる管理費の範

囲内において何とかやつしていくよりはかかる仕方がないといふに私ども考えております。

以後、この計画をほんとうに自信をもつて遂行するためには、大体どういふような組織で、そして経費は一体どういふふうに考へておるに政府としておられますので、将来持たなければならぬというふうに考えております。

○江藤智君 そこで来年度は、まあことなどですが、まあここで一千万円といふことになつておりますが、この全国にわたるいろいろ非常に零細な企

業の船舶を調べ、そして技術指導もあつせんもしておらなければいかぬといふのに、一ヵ月に九十万円足らずくらいの事務費でこれをやれますか。

○政府委員(朝田静夫君) ただいまのところは、まずよりに理事長が一名、理事が二名、監事が一名、役員が合計四名でございます。内部の組織につきましては、まだ確定的なものではございませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたように、窮屈であることは十分認めるでありますけれども、この予算の範囲内におきまして、極力合理化の線で運営をいたして参るよりいた方がいい。きちんと考へておるのでござります。と申しますことは、これによりまして老朽船の代替、改造が行われるのでござりますけれども、新しい船舶が入りますといふと、やはり減価償却、金利とか、あるいは船舶保険料、こういったようなものがやはり増大して参りますが、老朽船でもなおかつ赤字を出しておったような航路に対して、今申し上げたような資本費の負担といふようなものが相当重つて参りますので、先に申しましたように、ますます拡充強化することが要請されるべきであるといふふうに私どもは考へておるのでござります。離島振興法とともに、この関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。とにかく離島といふようなものは、特殊の場所を除いては、これは初めて赤字覚悟で運航せなければいけないのが、どういふふうなところが相当あるのであります。ただ、先ほど申し上げましたように、この公團で一応ある程度改造されても、離島航路のそういう運営の補助といふようなものはやはり並行して、少くも減らすべきじゃない。

むしろ実情に応じて十分に考へてやらなければいかぬ、こういうふうに考えておるのあります。そういう点についてはどういうふうにお考へか、おれでやむを得ないとしましても、それ以後、この計画をほんとうに自信をもつて遂行するためには、大体どういふふうな組織で、そして経費は一体どういふふうに考へておるに政府としておられますので、将来持たなければならぬ、これくらい要るというふうに政府としてお考へなのか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(朝田静夫君)

公團の組織として今考へておりますのは、法案に

もござん、ますよりに理事長が一名、理

事が二名、監事が一名、役員が合計四

名でございます。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につきま

しては、まだ確定的なものではござ

いませんが、大体二分四厘が程度のもので、役員を含めまして二十名足らずの

陣容で参りたい。

ただ、今御指摘になりましたよ

うに、窮屈であることは十分認めるで

ありますけれども、この予算の範囲内

におきまして、極力合理化の線で運営

をいたして参るよりいた方がいい。

わめて窮屈であることは事実でござ

ります。とにかくこの範囲内で一応発足

して、やるだけはやってみようとい

うふうに考へておるのでござります。

○江藤智君 最後にこの離島振興法と

関係がありましたね。私は、とにかく考へておるのでござります。

○政府委員(朝田静夫君)

ただいまの

理事会がござります。内部の組織につ

まして、隻数において三九%、トン数において二七%，こういうような船質の改善ができるといふうに考えるのではござります。木船で申しますと船齡十年以上のものは現在三百六十七隻、一万四千八百二十一トンござります。これが大体完了いたしましたと、三百二十七隻、一万二千三百四十二トンになりましたして、全木船の隻数におきまして五五%，トン数におきまして五八%になるわけでございます。この木船の隻数、トン数の比率があまり変わらぬじゃないかということがここで問題になりますのであります、木船全体として先ほど御答弁申し上げましたように、鋼船に切りかえていくことになりますから、木船全体の数が少くなつて参りますので、パーセンテージといふものはあまり變つていない。しかしながら隻数、トン数においては相当の改善が企図されるというふうに私どもは考えておるのであります。

ともならないという一つのワクを加えられてそこから、物を考えている。これではいつまでたっても私は行政は改まらないと思うのです。そういう点を絶滅するという案はないのですね、なければならないでいいのです、無理して作つてもすぐはれてしまふ。

作るときに必要かといたしました。実は今検討してみたのです。大体この五ヵ年計画で、鋼船を百十三隻、総トン数が一万五千九百十トンということですね。現在鋼船についてみてますと、二百三十一隻、七万トン、これは私はかりに税法上の二十年耐用、こういうよくな点で計算では一万七千トン作らなければ前進しない。現状を維持するのが五ヵ年間に一万七千トン、そうでしょう。木造船に至つてはもつとひどいと思ふ。木造船に至つては、五ヵ年間に一万千トンやらなければ、実際は現状よりだんだん後退するわけです。ところが、これは四万三千トン、さうすると現状維持の線よりも三分の一、今鋼船に転換するといふけれども、鋼船の方は、そうなつてくればもつと、一万七千五百トンということではなくて、少くとも、さつとみて二万トンぐらい五年間にやらなければならぬという格好になつてくる。そうなると、私はこの法案で驚くのは、このままでやつていつたのでは、少くとも税法上の耐用年数も考えていくと、現状よりもだんだんとマイナスの方になる法案だということはつきり言えると思う。これほどなんです。あなたたち、少くともこの点を検討しないで、この法案を出して、これで現在の老朽船を解消するのだ、そしして公共の安全性を増進するのだ。こういうことが言えますか。私は言えないと思う。どうなんですか。こういう根本的なところを、われわれはちよつと見たつて、これを見てすぐつと頭に入る。そうでしょう。

ばすぐ出る。少くとも法定の耐用年数をもとにして考えていくと、そういうことになる。どこに一体、公共の安全性能を維持増進するという線がどこから出てくるか、わけがわからない。この点明確にしてもらいたい。

○政府委員(朝田静夫)　ただいまの御趣旨で考えますと、私どもといったまでは、この法案が後退をするといふよりも、むしろ現状のままで放棄しておけば、今私どもが考えております不満足な案でも、実行できないということになりますので、五ヵ年計画として私どもが考えております規模は、まさに十分なものであることは私ども認めますけれども、これでもつて後退をするととは考えておりません。少くとも船質改善に相当の寄与があると思うのではありますけれども、理想的な五ヵ年計画といふには考えておりません。従いまして、逐次第二次の計画に進んで参らなければならぬと思うのです。むしろ五ヵ年計画の計画自体もつと練り上げて理想的なものにすることによって、各年度におきまるる資金運用部資金の確保につきましても努力をいたしたい、こういうふうに考えておるのござります。

○岩間正男君　そうすると、提案理由にこう書いてあります。「民生の安定向上必要な航路の維持改善をばかり」ということですから少くともマイナスじゃなくて、プラスにならなければなりません。そのためには、今言ったような法定耐用年数でいえば、鉄鋼船は現状でも一万七千九百トン、木造船は一万一千トンくらい

鋼鉄船に変えていくことになる。さらに木造船を作らなければならぬ。さらに木造船を作らなければならぬと思ふのはそこなんです。法書くことはできないんじゃないですか。だから私たちこれはほどまかされることはならぬと思うのはそこなんです。法案だけはこううたつていてるけれども、しかし裏づける計画、この計画を微細に数字をあげてやっていくとそりならぬ、ここに問題がある。法定耐用年数を割っている船があめやくちやに多い、それが日本の現実だ。それにこうやくをはるのだ、現状では改善というやつはもうできないのだ、そういうところの法案だといふにこれをうたえばいい。そうでなければ合わないでしよう。こうやくをはる法案だ。民生の安定に必要な航路の維持改善をはかる法案だということはうたえないでしよう、数的に押していくば。そうして、しかも運用の中で法定耐用年数よりも現状ではもつと使えるからといふので、そうして結局それが無理をしている、限界がわからぬ。それが南海丸になり今までの紫雲丸になってきた大きな原因です。私たちばこの問題に今までタッチしてきた。このところではやはり積極的にやらなければならぬというふうは、運輸委員会の責任において今まで問題にされてきた。そして具体的にこれは政府の出した法案を見ておるところ、こうやくはり法案なんです。現状さえ維持できない法案です。こういう問題について、さきのあなたたちが最初に五ヵ年なら五ヵ年にこれでいくのだと

いう案を持っているのか、持つていなければ、これが今の運輸行政の中にはどうなっているのか、運輸大臣にお聞きするのだけれども、こういふ問題と関連して、たとえば利子の問題が先ほど出ました。これは資金運用部資金よりもちょっと五厘だけ上回るということで、維持管理費にそれを充てるのだ。こういふことであります。しかし、一方ではどうですか、最近は外航船なんかについても利子補給ということがそろそろ頭をもたげてきたり。運輸大臣の答弁でもこれは御承知のようになってきている。だれでも知つておる天下周知の事実です。そういうことを言つておいて、一方では逆に資金運用部資金よりも上回るような金利でやつて、そこからビンはねをしてそこから管理費をとる。こういふことで一体はつきり統一した民生の安定のための公共性を守る法案になりますか。これはあとで運輸大臣に聞くのだけれども、あなたたちこの点で行政事務官として一体どういう常に覚悟をもつてやつているのか。それから今度の予算を作るとときに、そらして法案を作ると同時に、一体どういう覚悟でこの問題を折衝したのか、ことのところをちよつと聞かしてもらわないとわれわれ応援のしようがない。あなたたちを応援したいと思っているけれども、実際こういふふらなことでどまかされて、全く何だからとうに羊頭を掲げて狗肉を売る法案です、こんなことは。現状さえも維持できない、現状よりも後退す

る法案を出してきて、名目上は何かも維持改善だ。こういうことを言つても、実質的には金利の面から見たつて、利子の問題から考えたつて、はとても問題にならぬ。こういうことは犠牲になつてそして大きな外航船、この大きな船の製造に対しても国家はあらゆる援助をしていく、そういうことは問題にさせなかつたんだけれども、ほとばりがさめたんでまだんだん復活してきた。非常に世論のあるところだ。実質的に国内のこんな零細な、ほんとうに実際一ぺんにやろうと思えできるでしよう。四十何億でしよう、全部やろうとすれば、今年度の一体造船の何を見でみますと、海運関係で開発銀行から百八十億、それから輸出入銀行、こういうものから何を見ると相当膨大なものになつていて、年で二千億でびちんとできる、十億ずつ出し立てごらんなさい。こういう点であなたたちちょっと事務に当つていて矛盾を感じませんか、私は打ち明け話をお聞きしたい、折衝したなら、どうも良心的な事務官として……。一体日本の今の追い落されている老朽船をかかえて非常に困つている。あらしが来るところで船が傾いたり、それから港に運搬しなければならない、こういうような現状にある。これを開けると、ここのう点で実際矛盾を私は感じると思ふのですが、どうなんですか、積極的にあなたたち努力したことがあるのか。これはあなたたちを責めて無理かもしませんが、ここで漏れても無理かもしませんが、ここで漏れて下さい。運輸大臣が来たらわれれ

○政府委員（朝田靜夫君） 私どもは今
の御発言のように、国内旅客船の現状
から考えて、外航海運とのバランスに
おいて矛盾を感じる面もないとは申し
上げませんが、今の国内旅客船の現状
から考えて、どうしてこの公団を創
設すべきであるという事務的な検討が
ら、また当委員会なり衆議院の運輸委
員会等におきましても御決議の趣旨も
ございました。予算折衝において全力
を尽して折衝をいたしたのであります
。その結果がやはり公団の新設を抑
制をいたしておるような情勢であります
。したけれども、少くとも国内旅客船公
団だけは設立をしようということにま
で政府部内の協力を得たのであります
。私どもはいいかげんな気持で法案案
を出し、予算の折衝に当つたわけでは
ございません。

○岩間正男君 まあその苦衷のあるところはわかりますけれどもね、少くとも私は、たとえば一万七千トン鉄鋼船を作らなくちゃならないというのに一萬トン作つた、ところがまだ不十分でありますという法案だつたら私たちは一本納得ができるのだけれども、一万七千トン作らなくちゃいけないときに一万五千トンで、維持もできないという数字が出てくるわけですね。それで、しかし今までの日本の海運界の現状においてはこの耐用年数を實際延ばしておられるのだから、どうよのなところに迷は込んでいるわけだね。それがまた非常に公共の安全性に關係がある。現実的に見ればそういうような第二次、第三次の船が沈んで、何百人、何千人の人命が奪われているのだね。行政政策といふことによって、現実的に民の尊い命が奪われている。こうしたことについて、私たちが解決するということは議員の任務だと思うのです。そこで次官がお見えのようですが、この問題は行政官だけにまかせておくことはできないと思うのですが、予算第五回の中で、少くともこの点で法案のやうな理由説明の点でうたわれている現状を維持、あるいはそれ以上なんでもあるを出すということは、少くともこの点にいかないと思うのですが、この点について今まで、論議をされ努力をされかどかお伺いいたしたい。

船の利子補給の問題が、むしろこういう国内の旅客船会社法案その他のよりも優先する、というような御趣旨に受け取れたような御発言がございましたけれども、少くとも本年度大蔵省と予算折衝を私どもはいたしましたけれども、その際におきましては外航船舶の利子補給の問題よりもはるかに強い要望をといいますか、重いウエイトをもつて大蔵省に折衝いたしたことは事実であります。特にこの国内旅客船会団の予算の問題と外航船の利子補給その中においては船員の厚生施設等の予算も含まれておりますけれども、この二つの問題は、特に海運局として外航船舶の利子補給よりもむしろ大きく取り上げて大蔵省と折衝いたしたことは、大蔵省との折衝の過程におきまして、外航船舶の利子補給はほとんどの第一ラウンドにおいてわれわれは引き下つたけれども、この問題は最終回まで持ちこたえましてがんばったという事実が何ものよりも証明するのではなかろうかと思うのであります。従つて予算編成の過程において、かような経過があつたということは、この問題に対して運輸省、特に海運局内においては非常に強い熱意を持つておつたということの証明になるのではないかと思ひます。

申し上げることは困難であります。しかも個人企業というものが圧倒的に多いといふことからいたしまして、また公益性を持つておる事業でありますので、運賃の値上げ等もある程度おさえられる、あるいは島民の負担能力からいたしましても、そうコマーシャル・ペースで運賃といふものが決定できないといふような立場等から考えましてあることは担当いたしまする事業者の規模からいたしまして、大部分が資金調達が困難であるというふうに私は考えておるのであります。

ABCといらようなどあるのだと
うと思うがそういう点で、政策を明確
にすることは、私はこれはできないと
思うんですね。こういう法案で、どう
も法案そのものを見ると、いかに
も必要性のあるような法案に見えてく
る。しかしそれをもつと政策面で追及
するためには、全く科学的調査という
ものがつづけされていない限りは明確
な線が打ち出せない。科学行政になつ
ていいわけだ。そういうことを今の
答弁からも感ずるわけで、法案を作
りっぱなしというようなことじやなく
て、ほんとうに大綱はおさえる。現状を
把握する。そういう努力を私は、やつぱ
りされるべきだと思うんです。これは
この法案についての私の二、三今ここ
で考えたような質問ですよ。なにも頭
をひねって十日も考えてきたという質
問じやない。ここで今ちょっとどうも
おかしいと思つて数字を合わせてそろ
ばんをはじいてみると、ほんとうに一
年生の数学みたいなやり方でやつてみ
てさあこれはぶつかる問題なんです。
これじや少しまずいのじやないかと思
うんですね。こういう点で、私は、も
う少しはつきりした調査をいつでも裏
づけして、そろしてはつきりその面か
ら一体どういう道を切り開いて現状を
打開していくのかという、そういう政
策がはつきりしているような点を努力
していただきたいと思います。どうも
この点、この前のターミナル法案のと
きにも聞いたのと同じような格好で、ど
うも行き当りばつたりで、こうやつて
おけばだいたいいいんじゃないかとい
うような法案で、そういう点、私は非
常に不満だと思います。この点とも関
連してこの次に大臣にぜひ基本的の問

○ 杉山昌作君 今の岩間君の質問に関連してですが、業者の経理状況といふものは、各業者から決算の報告をとるとか何とかというような調査は、従来おやりになつておりますが、どうでありますか。

○ 政府委員(朝田耕夫君) 海上運送法の法律の条項に基きまして従来やつております。特に今詳しい調査をとつておりますのは、航路補助のような場合には、詳細な調査をいたしておりますのであります。

○ 杉山昌作君 その航路補助をやらなければ、いよろんな一般的なものは、ただ一応決算——株主総会へ提出するようなものを一応出させて検査をするという程度で、特に経営指導とか、経営の改善についてタッチするといふようなことはないでござりますか。

○ 政府委員(朝田耕夫君) 航路補助以外のものにつきましては、一応そういうた經理状況がわかり得る範囲のものをとつておりますて、現地の海運局なり、本省において、その経理状況を一応見ておるという程度であります。

先ほど申し上げましたように、航路補助金を支給するような場合におきましては、査定もいたさぬやなりませんし、申請通りのものでもございません、そのものをそのまま受け取るわけにも参りませんので、さらに突っ込んでやつておるという程度でござります。

○ 理事(相澤重明君) 運輸大臣が、本院の予算委員会に御出席のために、大臣に御質問のある方は、次回に譲つて

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(相澤重明君) 次に、特定港湾施設整備特別措置法案について、質疑を終りたいと思いますが、よろしくお詫びします。

○理事(相澤重明君) それでは、さあお話を始めます。

○理事(相澤重明君) 次に、特定港湾施設整備特別措置法案について、二、三御質問したいと思いますが、第一点は、この特別会計におきましては、従来港湾管理職者が五割の負担で施行ができたものにつきまして、十分の六まで負担をするというような事柄が第四条の第二項に出ておるわけです。

そもそもこの法案の目的とするところは、「重要な港湾施設を緊急に整備する」とにより、経済基盤の強化に資する」、こういうわけであつて、特に今年度以降は、港湾を急速に整備しようと、こういう意気込みで大いにやつておりますにもかかわらず、従来は、五割程度の地方の負担でよかつたものが、逆に六割にふえている。この点につきましては、一体政府はどういうふうに説明をいたしますか、その点について、御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(中道峰夫君) 今回の港湾施設の整備に関する限り、特別会計を設けて、急速にわが国の港湾を整備しようとしていることになりましたのですが、ただいまの御質問の御趣旨の点につきましては、この計画の中でも、石炭を扱い

まする港湾と、輸出貨物を扱いまする港湾の中で、門司のセメントを扱いまする埠頭、それから下関の肥料を主とし、て扱います埠頭及び大阪の鋼材をおもに扱います埠頭の港湾につきましては、港湾管理者が、本法の第六条の規定によりまして、特別利用料といふものを徴収することいたしております。この徴収金額は、同条の規定によりまして、工事費の二割、北海道の港湾につきましては一割の相当分となつております。

従いまして、従来の港湾法の負担率から参りますと、重要な港湾につきましては、港湾管理者と国が五割五割の負担をいたします。今回のように二割の利用料を徴収いたしますといふと、それが港湾管理者の負担ということになりますと、お詫のようく港湾管理者が六割といふことになるわけでござりますが、この点につきましては、この特別利用料徴収金額を港湾管理者、つまりこの特別利用料と申しますのは、港湾の建設費に充てるための特別の利用料として徴収するものであります。一般的の港湾の使用料とは、若干性質を異にいたしておりますのでございまして、工事が完成いたしましたれば、それで完了をすると、いろいろとなるわけであります。かつて、この港湾管理者との協議をいたしまして、その協議がととのつた場合に限りまして、この港湾特別利用料徴収金相当額を港湾管理者の立てかえ的負担をいたしましたために、その負担割合を引き上げることとしたような次第になつております。

のたまにする港湾工事に關する法律によりまして、各港湾について、それを負担率をきめまして、それによりまして料率を計算をして、いるわけですがあります。

か。その点は
と思ひます。

かくとくは、港頭部が特徴的な二三の門限を設けて、船舶の出港を規制する。また、港頭部が特徴的な二三の門限を設けて、船舶の出港を規制する。

御出埠する。埠頭に於ける輸送は、貨物の性質により、鐵道、汽船、馬車等によつて、運送される。埠頭に於ける輸送は、貨物の性質により、鐵道、汽船、馬車等によつて、運送される。

どうして、どういったた
な経済の見
度の施設が、
石炭を出す
事情でござ
りますと、
物を扱いま
はならない
この現状の
沖荷役をや
ふうになる
合には、相
て、かなり
ければなら
つて参りま
り考えまし
しましても
い。しかも
る、相当の
荷役等によ
へまして、
負担をす
いうふうな
負担割合を
情でござい
にできるも
といふもの
つておらな
度の岸壁と
、非常にセ
わけです。
、その間に

も荷役等
しなければ
すでに一ぱ
いますので
あるのは
すためには
通し、ある
港湾貨物
どうして
すたためには
しかし、
までは、
らなければ
わけでござ
多額の利用
当現在の荷
す。従いま
て、二割程
工事費を
ないという
利益を受け
充當するた
つて負担い
それなどの
観点に立つ
きめておる
ます。

いになつて、これ以上積むというふうな状況にならないといふことは、増強しないで、非常に不経常料等を負担するためには、そのために、非常に不経常の負担を度の負担を減らすためには、たしますの現状以上に使われて、この二段階、その直ぐは、特別利益があるかないか、元からの差があるかない。

どうか、
　　菊田を
うような
在じき積
壁荷役を
隣りにで
て、しか
て、國が
ら、そこ
げ高くな
げらぬか
に調整す
のです。
○政府委
たとえば
ましてめ
古くなつ
れます皆
い。その
うといふ
も、その
予想され
能率的な
るといふ
従いま
管理者、
來の施設
受けるの
ますので
得ないも
設を使い
アンペラ
それはど
うふうに
○江藤
うから、
かくカバ
よつては

す。そういうで、現
在です。岸
が、その
によって
を叩い
いなが
用料だ
ンスが
うふう
ている
るは、
につき
すでに
増産さ
子しな
備しよ
が、しか
シチに
設は、
を整備す
えます
えます
も、從
利益を
に考え
やむを
医秀な施
設との
必ずしも
ないとい
います。
械を使
は、と
場合に
張りなん

○江澤智君 たものは、大体
算なんか、はとんど償
うような一
市に矛盾があつた
の利用料して
そいへば、
ないと思ふ
ですから、
何かア
あるかな
まで検討し
について、
○政府委員
と思ひます。
この施設は、
ことでは、
申しました
この程度にな
る程度にな
て、十分に
が、ただ、
は、近接し
従つて、
ましては、
面——港湾
いように、
していきた
わけですが、

の設備につ
れば直ぐわ
りますね。却
らほくな港
つの岸壁、幾
か取らない、
います。

一つ、こ
ールしてい
いか、もし、
ておられる
なくて、先
ように、石炭
もしその
につく沖荷
ならないと
従つて、
るのじやな
お話のよ、
た部分もご
それらの料
港湾管理者
管理面で検
それらのバ

たつに非ういこの特徴は、従来の方法とし、私は、な、この点のことの通り。といつとつといふことは、は、によなつ相当ますますつき港で理のましわなを期おる用料

なんという、それは受益者負担といふのは、従来わかつているのですけれども、こういう特別利用料なんというの

は、これは、もう非常にへんちくりんな料金だと思ふのです。これは、まあ施行するまでに、少しまだ年限もあるのでしようから、その間に一つ、十分

に検討され、そして一つの港の中で、この部分については、特別の金を取る、片一方の方ではないといふような、

そういう、とにかく港の運営全般の根本的な問題に関するような事柄については、もつと将来十分検討されて、もし

こういふものを訂正する必要があるならば、これは一つ訂正する必要がある

で、今この法案は、いろいろ予算の裏付けができるのでありますから

して、今、これをここで訂正するといふところでは、私は主張しませんが、しかしこれについて、非常な疑問を持つておるといふことを私はこ

とは、もうおくれておるのは、荷役設備などです。この輸出港については、なるほど従来の特定重要港湾と同じような比率で、岸壁とか浚渫とかといふよ

うものは、國が負担することになつておるだけれども、肝心の荷役設備については、一体どういうふになつておるのか、これまた、従来通りに港湾管理者に任せておいたのでは、これはもう、今までの通りなんです。岸壁ができたって、荷役設備は、はなはだ貧弱だ。諸外国の港に比べて一番貧弱なのは、この荷役設備がおくれておるということなんですが、この点について

は、どういふように政府は考へておる

か、御答弁を願いたい。

○政府委員(中道峰夫君) 今回の特別

使用できるようにしたいということが

主眼でございまして、防波堤、浚渫等の外郭あるいは水域施設とあわせまし

て、接岸施設あります岸壁、それ

は、すぐに利用できるといふように計画をいたしております。

ただ、これの築造に要する負担割合、あるいは負担の支出区分等につき

ましては、港湾法によりまして国費あるいは港湾管理者の負担、あるいは今回は、資金運用部の借入、あるいは起

債といふ方法によりまして、財源を確保いたしまして、この施設を整備するわけでございます。

今、お話を荷役機械でございます

る予定でございます。

が、荷役機械も、その線に沿いまして、この施設が、十分活用できるよう

には必要な荷役機械、荷役施設を整備す

る程度しかできないと思う。その点につ

いては、どう考へておられますか。

○政府委員(中道峰夫君) 実は、先ほど申しましたように、港湾を一體的に

運営するため、荷役機械等の整備につ

いては、どう考へておられますか。

ることは、非常にけつこうなんあります。

しかしながら、とにかく計画ばかりいくら考へても、肝心の予算といふか、金の裏付がないことは明らかなんです。今までも同じよう荷役機械などにつきましたが、これを負担する、起債をしたり何かして負担する。委託することは、これはけつこうですけれども、港湾管理者が、これを負担する、起債を

ならないわけなんです。しかも地方の、そういう負担力といふものは、これはもう特別に、最近ふえてきたといふわけでもないのだから、今までと同じように放つておいたならば、今まで

程度しかできないと思う。その点について、どう考へておられますか。

○政府委員(中道峰夫君) 実は、先ほど申しましたように、港湾を一體的に

運営するため、荷役機械等の整備につきましても、國がその一部を負担する

ということを、当初私どもは財政当局と折衝をいたして参つたわけでございま

ますが、財政の都合等もございまして、今回この政府案をいたしましては、

ただいま申しましたように荷役機械等の港湾管理者の起債事業、工事は直

接に実施いたします。この場合は、港湾関係の起債事業、工事は直

接に実施するといふ今回の建前から申し

まして、港湾を一體的に整備するた

め、どうしても、それらの施設が必要でございますので、計画施工に当りまして、港湾管理者とも十分協議いた

しまして、目的を遂行できるよう

やつていただきたいと考えております。

なお、お話をこれらの荷役機械等に

おきます国家負担につきまして、地

方の財政等考へまして、できるだけ国家負担が行われるように、今後努力をいたしたいといふふうに考へておるわ

けでござります。

○江藤智君 私は運輸委員としての立場から、これは道路の一兆円予算と並んで、わが國の港湾を緊急に整備せな

きく、かかるかねといふことで、この港湾管理が、これを負担する、起債を

いたしまして、期待するところが非常に多かつた。ところが、実際問題

としては、わけのわからぬ特別利用料

といふようなものを徴収せにいたしましたが、これが港湾を緊急に整備せな

きく港湾計画を実行するのだといふ

だけの説明にもかかわらず、肝心の荷役機械であるとか、あるいは岸壁の

背後の埋め立てであるとかといふものについて、全部、これは港湾管理者

の負担におつかぶせてしまつて、これでは、これまでとあまり変わらない

わけなので、背後埋め立てであるとかといふものについて、実際に所期するよ

うな事ができるかどうかといふ点についても、非常にあやぶまれるわけで

あります。ただし、この点については、どうも

しかしながら、これは今後、これを直す意図があるかどうかといふより、

工事につきましては、これは運輸大臣が出たときに、大臣に一つ聞くことにいたしたい。そういう意味で、保留を終りたいと思います。

〔速記中止〕

○理事(相澤重明君) それでは、速記

本日は、以上をもつて散会いたしました。

午後三時四十一分散会
三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、旅行あつ旅業法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は三月九日)